

琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況

- 環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について
- 文部科学省における環境教育の取組

文部科学省

環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について

- 環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年6月に変更（閣議決定）され、変更後の基本方針では、改定後5年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和5年6月から有識者による環境教育等推進専門家会議（全6回）において変更案を議論し、パブリックコメント等を経て、令和6年5月14日閣議決定。

環境教育等を取り巻く現状

- 今夏の異常高温等の気候変動の危機を踏まえ、我が国は2050年カーボンニュートラルの実現をはじめとした持続可能な社会への変革が急務
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による国内外等の学びの可能性の拡大
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」公正な社会の実現を目指すことの世界적인認識の高まり
- 社会変革における若者の参画、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、教職員等の負担軽減、環境教育の機会均等の必要性

持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

①環境保全活動

気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体による自発的な取組によって、
個人の变容 ➡ **組織や社会経済システムの变革**に連動

②環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、
体験活動
+ **多様な主体同士の対話と協働、ICTの活用を通じた学び**
を様々な機会でも推進することが重要

③協働取組

地域の実情や課題等に応じた中間支援機能を軸とする協働がバランズに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった協働のプロセスを、様々な地域において実践し、持続可能な社会への変革につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、
地域循環共生圏の創造と、人々のウェルビーイングにつなげていくことが重要

文部科学省における環境教育の取組

主な施策

<教育内容の改善・充実>

- ◆ 学習指導要領における環境に関わる内容の充実

<環境教育に関する優れた実践の促進及び普及等>

- ◆ 環境教育の実践普及
- ◆ 健全育成のための体験活動の推進
- ◆ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進



<地域における環境教育の推進>

- ◆ 持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業

<青少年の体験活動の推進>

- ◆ 体験活動推進プロジェクト等の充実
- ◆ 国立青少年教育施設における体験活動の機会と場の提供及び指導者の養成・研修 等

<持続可能な開発のための教育（ESD）の推進>

- ◆ ユネスコ未来共創プラットフォーム事業



【学校教育における取組】

学習指導要領における環境教育の充実

【学習指導要領の各教科において規定されている指導内容（例）】

<理科>

- ・身の回りの生物（小学校第3学年）
- ・人は、環境と関わり、工夫して生活していること（小学校第6学年）
- ・エネルギー資源の有効な利用（中学校第1分野）
- ・自然環境の調査と環境保全、気候変動、外来生物（中学校第2分野）
- ・生物の多様性と生態系（高等学校・生物基礎）
- ・理科全体の内容の取扱いにおいて、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図る旨などを規定。 など

<社会>

- ・人々の健康や生活環境を支える事業（小学校第4学年）
- ・公害の防止など環境の保全（中学校公民的分野） など

【総則における体験活動に関する内容の充実】

生命の有限性や自然の大切さなどを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、地域社会等と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することを明記。

【社会教育における取組】

青少年の体験活動の推進

自然体験をはじめとした青少年の体験活動の機会充実を図るため、体験活動の普及啓発や企業等と連携した体験活動推進体制構築事業等を実施。

また、（独）国立青少年教育振興機構では、青少年の課題や国の政策課題に対応しつつ、立地条件及び地域特性やニーズに対応した、青少年の体験活動事業等を実施。

◆子どもゆめ基金の助成活動事例：ユースラムサールジャパン

学習名：琵琶湖の魅力をオリジナルの一冊に！

子どもゆめ基金助成事業では、「ユースラムサールジャパン」が行う、琵琶湖・西の湖での湿地体験を通じて、ラムサール条約におけるワイズユース(賢明な利用)の取組や歴史を学ぶ小中高生対象の活動を支援した。

当該活動では、伝統的な手漕ぎ船体験や滋賀県立琵琶湖博物館の見学を通して、琵琶湖と地域住民との関わりを学んだ。また、フォトブックを作成し、学びや気づきを発表することで、地域の価値を自らの視点で捉え、他者に伝える力を養う機会となった。

